



✿ はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。
 親子で遊びを楽しみましょう。
とき 月～金曜日午前10時～午後3時 ※出入り自由
ところ 児童センター3階
 遊戯室

✿ ちびはるルーム

0歳児専用のスペースです。親子でゆったりと過ごせます。
とき 11月1日(木)、14・28日(水)午前10時～午後2時 ※出入り自由
ところ 児童センター3階
 集会室

✿ こどもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。
とき 11月1日(木)午前10時30分～正午
ところ 児童センター内 ※当日受付
相談員 臨床心理士 松本 敬子 氏

✿ なかよし広場

クルクルロケットを作ってみよう
とき 11月8日(木)午前11時
内容 みの虫を作って遊びましょう
とき 11月22日(木)午前11時
ところ 児童センター3階
 多目的ホール

対象 就園前の子どもと保護者
持ち物 両日とも子ども用のはさみ、クレパスまたはサインペン、のり、セロハンテープ、新聞紙1枚
 ※駐車スペースには限りがありますので、車でのお越しはできる限りご遠慮いただきます。よろしく協力ください。

✿ 親子遊び「あいあい広場」

お友達と遊ぶとすべにドンと押ししてしまう、落ち着いて遊べないなど、お子さんの遊びでお悩みの方、一度スタッフと一緒に遊んでみませんか。遊びの質問にも応じます。

とき 11月21日(水)午前10時30分～11時30分
ところ 児童センター3階
 集会室
対象 就園前の子どもと保護者

★ ミニクリスマスツリーを作ろう

松ぼっくりをツリーにして、か

わいく飾り付けましょう。
とき 11月17日(土)午後2時～3時
ところ 児童センター3階
 工作室

定員 小学生先着15名
参加費 100円
受付開始 11月14日(水)午前10時
ここまでの問合せ先
 児童センター
 (総合福祉センター3階)
 ☎(441)1781

教育委員会子育て支援事業 子育てほっとサロン

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

とき 11月6日(火)午前10時～正午
ところ 公民館2階 和室
内容 読み聞かせ・手遊び・誕生会・おしゃべり
今月のテーマ おしゃべり会
 ※申込不要・時間内出入り自由
問合せ先 公民館内 社会教育課
 ☎(443)2671

耳の聞こえが心配な 乳幼児の保護者の方へ

- 音に反応しない
 - 名前を呼んでも振り向かない
- このようなお子さんの子育てで悩んでいる保護者の方は、一日でも早く、県立一宮聾学校の乳幼児教育相談をご利用ください。

耳の聞こえと言葉は3歳までにその基礎が確立すると言われています。そのため、耳の聞こえ方による言葉の遅れに対する教育は、早ければ早いほど効果が上がります。少しでもお子さんの耳の聞こえや言葉に不安を抱かれたら、ためらわずにご連絡ください。

- 教育相談
- 悩みや子育てへのアドバイス
- 聞こえに関する簡単な検査
- 乳幼児教室
- 進路相談

難聴のお子さんの進路相談を受け付けています。

対象 耳の聞こえや聞こえ方により言葉に障がいのあるお子さんと保護者

内容 個別支援を毎週1回、2歳児は、週1回の集団指導も行う

ています。

料金 無料

問合せ先 県立一宮聾学校 幼稚部(教育相談)

☎05886(45)60000

☎05886(43)4462

地域社会から児童虐待をなくしましょう

地域住民の皆さんへ「児童委員・主任児童委員からのお願いです。」

子どもたちを児童虐待から守りましょう。

多くの子どもたちが児童虐待によって傷つき、成長・発達が妨げられ、著しい場合は尊い命さえ奪われています。

虐待は極めて重大な人権侵害です。

あなたの近くに虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。

「おかしい」「何か変だ」と気付かれたら、どんなささいなことでも私たちにお知らせください。プライバシーは必ず守ります。

私たち児童委員は市区町村、

児童相談所などと協力して、児童虐待の予防や対応を行っています。

子どもたちのSOS(状況や様子の変化)に気付いてください。

児童虐待をなくすために、地域の方々のご協力をお願いいたします。

※児童委員は民生委員を兼ねています。

● 子どもたちのこんなサインを見つけてください

● おどおどしていたり、表情が乏しい

● 着衣などが常に汚れている(遊びによるものではない)

● 不自然なけがの跡がある

● 親(家族)を避けようとしている

● 児童虐待とは…

● 殴る、蹴るなど傷を負わせるだけでなく、赤ちゃんを激しく揺さぶるなども身体的虐待になります。

● 家に閉じ込める、自動車内に放置する、食事を与えない、ひどく不潔にするなどは「ネグレクト」と言われる虐待です。

● 言葉による脅し、兄弟間での差別的扱い、無視などの心理的虐待、性的虐待もあります。

児童虐待は、どの家庭でも起こり得ると考えてください。そして、虐待をしている親自身はやめたいと苦しみながら、自分だけではどうにもならずにいる場合もあるということです…。

問合せ先

● 民生委員・児童委員協議会

(役場民生課内線165・168)

● 児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応)

※お住まいの地域の児童相談所にご相談ください。

☎0570(064)0000

11月の公民館ロビー展示

第35回文化展・第21回菊花展
3日(土)・4日(日)

● 文化協会

写真展

20日(火)～30日(金)

● 写真同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。